

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市若者自立支援事業（コネクションズおおさか）業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

認定特定非営利活動法人 育て上げネット

3 隨意契約理由

本業務は、相談を中心として個々の若者に見合ったプログラムを構築・提供し、継続的に若者の自立を支援するという事業内容である。

実施にあたっては、専門性に裏付けられた相談体制の構築や幅広く相談に応ずるためのネットワークの構築、様々な自立段階にある若者に対応したワークショップの企画、運営、継続的支援を可能にする組織体制など、専門的な知識・ノウハウを多大に要する業務であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、令和2年度に、令和3～5年度の3年間の事業継続を前提に、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定したところである。

公募時、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、認定特定非営利活動法人育て上げネットは、①若者が抱える課題を十分に認識し、本事業の趣旨・事業目的に沿った企画提案となっている点、②独自のプログラムや取り組みは評価することができ、事業の成果についても期待できることから、契約相手方として適確であるとのことであった。

以上の理由により、本法人と委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 企画部 青少年課 青少年企画グループ（電話番号 06-6208-8158）

随意契約理由書

1 案件名称 大阪市立保育所一時預かり事業業務委託（佃保育所）

2 契約の相手方 社会福祉法人西淀川福祉会

3 隨意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、市立保育所の運営を民間委託しており、公募により委託先法人を選定している。

大阪市立佃保育所ではこれまで公設置公営保育所として一時預かり事業を実施しており、運営業務を民間委託した後においても、本市として引き続き同等の行政サービスを提供する必要がある。運営業務の委託先法人の募集に際して一時預かり業務を含め、令和元年5月に委託先法人の公募を行い、令和元年12月に上記法人を委託先として選定し、令和2年度には引継ぎを行った。公募にあたっては、同保育所で実施している一時預かり業務の実施も条件として付していたことから、保育所運営業務の受託法人が保育所運営業務と合わせて実施することとなる。事業の継続性を確保し、円滑に民間委託を進める必要があることから、委託先法人でなければ当該業務を実施することができない。

令和3年度より本保育所の運営業務と同時に一時預かり事業の委託を開始するにあたっては、上記法人が本保育所を運営する唯一の法人であるため、特名随意契約により上記法人に当該業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 保育施策部 保育所運営課 (TEL06-6208-7574)

6 その他

令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市病児・病後児保育事業

2 契約の相手方

医療法人 順心会 外 19 事業者

3 隨意契約理由

本市の病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、保育所に通所している児童及びそれと同様の状況にある児童（小学校修了までの児童を含む）が病気の際に、自宅での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない期間（原則として1週間）、昼間その児童を預かる事業であり、「大阪市こども・子育て支援計画」（以下「計画」という。）に基づき、拡充を図っていくこととしている。

計画（第1期）では、令和元年度末において、年間40,953人日のニーズに対応できるよう事業を拡充することとしており、実施施設数は公立9施設、民間24施設となり、年間40,903人日の提供体制を確保した。しかしながら、計画上の目標には到達しておらず、また、第2期計画（令和2年度～6年度）においては43,360人日の確保を必要としていることから、現在の実施施設での事業を継続した上で、さらに実施施設を拡充してニーズに対応する必要がある。

民間施設（※）の25施設（内1施設休止中）については、引き続き「大阪市病児・病後児保育事業」の実施施設として事業を委託することで、安定かつ継続的な事業実施による市民サービスの確保が期待できる。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、医療法人順心会他20事業者と随意契約する。

（※）本事業については、平成6年の事業創設時には事業実施施設が乳児院又は医療機関に付設された施設に限定されていたことから、個別に開設を要請し、拡充を図ってきた。その後、児童養護施設に対象が拡大されたことを受け、児童養護施設を対象に開設を要請したところ、現在の施設から承諾があり実施している。その後、保育所に対象が拡大されたため大阪市私立保育園連盟を通じて募集するなどし、現在実施している保育所から応募があった。

平成23年度からは、病児保育の専門的な観点から、病中の児童に対する保育計画や、病児保育における安全管理体制を含めた保育環境の提供などにおいて、民間事業者の手法や提案を取り入れ、本事業を一層充実させ、市民サービスの向上を図るため、保育や保育環境など、専門的知識を有する複数の外部有識者による議論・意見交換を経て事業者を決定する、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うこととした。

平成23年度以降に開設した12施設については、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 包括審議

本案件については令和3年3月18日開催の契約事務審査会において付議済み

6 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話 06-6208-8111）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」

2 契約の相手方

社会福祉法人向日葵福祉会 理事長 岡本 恒男

3 隨意契約理由

大阪市立森小路保育所は、保育所内において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報提供や子育てについての実践指導、子育てサークルの開催など多様な子育て支援事業を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とした子育て支援拠点事業を実施している。

大阪市立森小路保育所は、委託先法人による運営を行うことを平成30年12月に公表するとともに委託先法人を公募し、令和元年12月に社会福祉法人向日葵福祉会が委託先法人として選定され、令和3年4月1日から委託先法人による運営業務委託とすることとされた。

大阪市立森小路保育所の運営委託化に伴い、保育所と一体で行っていた本事業について、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、公募選定にあたり本事業の実施を条件と付していたことから、選定後の令和2年度に引継ぎ・共同保育を実施し、本事業について委託先法人への引継ぎを行った。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記2の相手方と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課 (電話 06-6208-7574)

6 その他

令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」

2 契約の相手方

社会福祉法人西淀川福祉会 理事長 門谷 充男

3 隨意契約理由

大阪市立佃保育所は、保育所内において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報提供や子育てについての実践指導、子育てサークルの開催など多様な子育て支援事業を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とした子育て支援拠点事業を実施している。

大阪市立佃保育所は、委託先法人による運営を行うことを平成30年12月に公表するとともに委託先法人を公募し、令和元年12月に社会福祉法人西淀川福祉会が委託先法人として選定され、令和3年4月1日から委託先法人による運営業務委託とすることとされた。

大阪市立佃保育所の運営委託化に伴い、保育所と一体で行っていた本事業について、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、公募選定にあたり本事業の実施を条件と付していたことから、選定後の令和2年度に引継ぎ・共同保育を実施し、本事業について委託先法人への引継ぎを行った。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記2の相手方と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課（電話 06-6208-7574）

6 その他

令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度要保護児童対策地域協議会機能強化事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

理事長 津崎 哲郎

3 随意契約理由書

本事業は、児童虐待防止の推進を図るため、予防活動・子育て支援活動の強化、早期発見・対応に向けての各区のネットワーク機能、特に要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の機能強化の取り組みとしてより専門的知識をもったスタッフの派遣、研修等を行うことにより、要対協の専門性強化を図るものである。

本事業については、各区における要対協の個別ケース検討会議や実務者会議などの関係機関に対して機能強化を図るために専門的な研修会実施等、各区のニーズに応じた支援を行うことを十分に理解していることが不可欠である。

本事業の委託事業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、事業の目的を十分に理解するなど高い専門性が必要であることから、公募型企画提案方式により事業者を公募した。

また、公募においては、児童虐待の実情の変化に対応するためには機能強化の積み上げは不可欠であり、本市の実情を把握している事業者による継続的な関わりによって結果がでるものであることから、単年度で結果が集結することが困難であることから、良好な事業運営が行われていることを本市が確認し、本市と委託事業者が協議し、合意が得られれば、委託期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の終了後、2年間に限り、単年度の契約更新ができるとした。

特定非営利活動法人児童虐待防止協会においては、事業の目的を十分に理解するとともに、児童虐待防止に関わって高い専門性を有しており、当該事業を委託するにあたり十分に信頼をおける実績を有しているなど、総合的にも優れた提案であると評価されたことから、同法人を委託事業者として選定し、平成31年度に契約を締結した。

令和3年度についても、令和2年度の事業運営において、同法人は福祉・心理・法律・母子保健・保育といった各分野の専門家を活用して各区で実施される要保護児童対策地域協議会に参加・助言を行い、当局へは各区への支援状況や課題をまとめた上で今後に向けた提言を行う等、良好な事業運営が行われていることが認められることから、引き続き契約するものである。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、非営利特定活動法人児童虐待防止協会と随意契約するものである。

※令和3年3月18日付の契約事務審査会にて審議、決定済。

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度一時保護児童への学習支援事業委託

2 契約の相手方

株式会社エデュケーションネットワーク

3 随意契約理由

北部こども相談センター一時保護所の入所児童については、その一時保護の期間中、児童の安全確保が必要であることから学校への通学が困難な状況にある。

本事業は、一時保護所入所児童の一時保護期間中も学習保証を行い、基礎・基本の学力の習得や維持を図ることに加え、年齢も学力もばらばら（基礎的な指導が必要な小学校低学年の児童から、大学受験を目指す高校生まで、年齢・学力がさまざま）な入所児童に対して、個別の児童に応じた学習内容を充実させ、学習環境をより一層向上させることを目的としている。その目的は、民間事業者のもつ学習指導に関する幅広い知識と経験、きめ細やかな対応や専門性を活用することで、工夫された指導方法の提案がなされ、効果的な事業実施により達成できると考える。

本事業は、その性質および目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 北部こども相談センター (電話番号 06-6195-4114)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度あいりん特別保育対策事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 隨意契約理由

あいりん特別保育対策事業は、あいりん地域に居住する就学前児童を対象とし、当該地域において、①保護者の傷病・入院、災害・事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の保護・保育を行うこと、②放任されている児童に対して、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年大阪市条例第21号)第3条第5号により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第39条(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)に準ずる遊びの指導及び生活指導を行うこと、③児童の家庭を巡回訪問し、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な指導、助言を行うこと、④必要に応じて保育所への入所など適切な行政措置を受けるため関係機関との連絡調整を行うことである。

本事業の実施においては、認可保育所に準じた保育サービスの提供が求められるほか、特に児童の保護という役割においては、地域に密着した情報収集と迅速な対応が求められるため、あいりん地域内にその実施拠点があることが、必要不可欠である。

上記の法人は、あいりん地域における唯一の認可保育園である「わかくさ保育園」を経営しており、同地域で、子どものための情報交換や相互支援のためのネットワーク「あいりん子ども連絡会」を中心となって活動している法人である。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、社会福祉法人 石井記念愛染園と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話06-6208-8112)

6 その他

令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

- 1 案件名称 令和3年度大阪市中央こども相談センター不登校児童通所事業業務委託
- 2 契約の相手方 別紙「令和3年度大阪市中央こども相談センター不登校児童通所事業委託事業者一覧」のとおり
- 3 隨意契約理由

本事業は、不登校の児童の置かれている状況や態様に応じて、学習支援や心理治療など、不登校の児童の課題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、それぞれの通所の機能や特性を活かしながら再登校を含む社会的自立を支援するものであり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、一人ひとりの児童の個別のニーズに対応し、多様で専門的な支援を行うため、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により平成31年度の委託事業者の選定を行なった。別紙の事業者は、これに応募し、不登校児童の支援にかかる幅広い知識と経験、高い専門性と豊富なノウハウを有しているとの外部委員の意見聴取を経て決定した事業者である。

当該事業については、不登校のこどものための安定した環境の維持等から鑑み、同様の状況（連続した事業者）で行うことが望ましいため、前年度の履行状況を確認したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定該当するものとして、令和3年度についても本委託業務を別紙事業者に委託するものである。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署 こども青少年局中央こども相談センター教育相談グループ
(電話番号 06-4301-3181)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市子育て活動支援事業他2事業にかかる事業（各区）業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団他13法人

3 隨意契約理由

本事業は、子育て活動支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業の異なる3つの事業を一体的に実施し、子育て世帯に対して多角的な支援を行うことを特徴としている。これらの課題に対応し、よりよい市民サービスを行うためには、児童福祉、保育、児童の健全育成、心理学など、子育て支援に関係する各種の専門的な立場から、支援につながりにくい世帯の傾向と効果的なアプローチや、地域レベルでの子育て支援にかかる自主的な活動への支援などについて、民間事業者の手法や提案を取り入れることが必要であるため、公募型プロポーザル方式により公募（平成28年8月）を行い、一般財団法人大阪教育文化振興財団他13法人を事業者として選定した。

その際、安定した人材確保と事業実施を見込み、委託期間を平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間とし、単年度契約をすることとした。ただし、予算の成立をもって発効することとしている。

令和3年度においては、委託契約期間の5年目であり、区の子育て家庭のニーズを十分に把握し利用者の意に沿った事業を展開が期待できるとともに、安定した事業運営と市民サービスの質・量の充実を図るために、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話 06-6208-8112）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市塾代助成事業に関する包括的業務委託

2 契約の相手方

大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体

(代表者) 凸版印刷株式会社 西日本事業本部

(構成員) 公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン

3 隨意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

大阪市塾代助成事業の実施に関する業務運用全般を委託するにあたっては、利用者及び参画事業者等へのサービス低下をきたすことなく効率的・効果的に安定した事業運用が行えることを前提として、次の考え方に基づき委託業者を選定する。

① I Cカード及び専用WE Bシステムを活用したサービス利用方式への対応

利用者のサービス利用にあたり、利用者本人に確実にサービス提供がなされるとともに不正利用等を防止する必要があることから、I Cカード（I Cチップ内蔵の電子式証票）による本人確認及び利用残高や実績の管理、参画事業者への支払データ作成等を行うことができる専用WE Bシステムを用いたサービス利用方式による運用が行えること。

また、専用WE Bシステムに障害が発生した場合に早急な原因の究明を行い、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えるとともに、制度改正にも柔軟かつ円滑に対応できること。

② システム間連携を考慮した多岐にわたる業務運用への対応

事業実施にあたっては、利用者の毎年の所得確認を行う必要があるため、単年度内において前期（4月～9月）及び後期（10月～翌3月）の期別によるカード利用期間を設定していることから、カード交付申請受付期間の設定をはじめとして、多岐にわたる業務運用に関して専用WE Bシステムと本市事務管理システムとの連携を前提としたスケジュールを設定し業務運用を行っている。

このため、専用WE Bシステムと本市事務管理システムとの連携を考慮した次に挙げる業務運用を円滑に行えること。

- 利用者関係業務：カード申請受付、決定通知書等送付、コールセンター対応等
 - 参画事業者関係業務：登録申請受付、登録受理通知書等送付、訪問調査、リクエスト対応等
 - カード関係業務：カード作成・発行、利用料金支払、WE Bシステムの保守管理など
 - 検証・分析業務：利用者アンケート及び参画事業者アンケートの実施・検証など
- (※事業イメージについては、別紙「「大阪市塾代助成事業」の実施業務イメージ図」を参照)

③ 利用者・参画事業者への周知・アプローチ対応

事業の実施にあたり、利用者・参画事業者への周知・支援を実施するため、本事業の事業スキームに精通し、効率的・効果的に事業の運用を行えること。

(2) 選定理由

- ICカード方式の導入にあたっては、専用ICカードの作成並びにそのカードに対応する専用WE Bシステムの開発が必要であり、現在の契約相手方である大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体の代表者である凸版印刷株式会社が、ソニーが提供する「Felica Lite-S」方式を活用した専用認証機能付きICカードを独自開発するとともに、自社が著作権を有する「ギフトカードASPサービス」を活用して、前述の専用ICカードに対応する専用WE Bシステムを開発した。
⇒現在の契約相手方であれば、参画事業者は、毎月の請求処理を現在と同様の手法で継続的に行うことができるため、手法が変わることにより参画事業者に混乱を生じさせることがない。
- なお、現時点で利用者へ交付しているICカードはおよそ19,000枚であり、来年度も同様の数量で推移する見込であるが、事業者が変更となることで新たなICカードの交付及び専用システムの構築が必要となる。
⇒現在の契約相手方であれば、利用者は、交付済みのICカードを継続的に利用することができるため、新規発行枚数を抑制することができ、また、カードが変わることによる混乱を生じさせることがない。
- また、当該事業者は、この専用WE Bシステムと本市事務管理システムとの連携を前提とした多岐にわたる業務運用を行ってきた実績があるとともに、平成27年10月からの助成対象者拡大を含めた制度改正をはじめとした事業経過や内容を熟知していることから、今後、制度改正等による変更が発生した場合、専用WE Bシステム機能の追加や改修等を含め、必要となる影響調査や検討を迅速かつ効率的に実施し、利用者や参画事業者等へのサービス低下を生じさせることなく、安定して事業運用を行うことが可能である。

そして、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大により急激に収入が減少した世帯への対応策として特例的に助成対象者を拡充することとなったが、スピーディーな対応が求められるなか、制度設計の検討からわずか1カ月の間で、約4万世帯に対して送付した案内ハガキや申立書の追加作成等を迅速に行い、さらに、問い合わせへの対応や申請書の受付処理など、その後の決定通知書送付までの業務を円滑に実施した実績も有する。

- さらに、現在の契約相手方である大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体の構成員である公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンは、阪神・淡路大震災で被災した子どもたちへの支援として、スタディクーポンを提供するプロジェクトを開始し、東日本大震災により被災した子どもたちに対しても同様の活動を展開し、継続的に支援を行ってきた団体である。本事業と同様な事業の実績があるため、本事業の事業スキームに精通しており、利用者・参画事業者への周知・支援を効率的・効果的に行うことが可能である。

特に、制度の変更や仕組みの見直しを行う際には、各申請書類や申立書、申請案内文書、各種手引き、事業HPなどの修正にかかる企画提案、また、参画事業者への訪問調査方法の企画提案などをこれまで担ってきた実績もあり、様々なノウハウやスキルを有しているため、効率的な効果的な事業遂行のためには必要不可欠である。

- なお、他の事業者への本事業への参入についてヒアリングを実施したが、新たなシステムを構築するには相当の時間と労力と資金、そして、事業執行のための体制確保が必要であり、参入は困難とのことであった。
- よって、利用者及び参画事業者等へのサービス低下をきたすことなく安定した事業運用が行える事業者は、現在の専用ICカード及び専用WEBシステムの著作権を有するとともに、このシステムを活用した本市事務管理システムとの連携を前提とした多岐にわたる業務運用に関する実績を有し、制度改正に柔軟かつ円滑に対応することや、利用者・参画事業者への周知・支援にあたり、効率的・効果的な事業の運用が可能な前述2の事業者である大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体のみである。

以上の理由により、現在の契約相手方である「大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体」と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（こども育成事業グループ）（電話番号 06-6208-8159）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業業務委託

2 契約相手方

社会福祉法人 大念佛寺社会事業団

3 随意契約理由

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条の規定に基づく「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である。

「母子保護の実施」は同法第23条において、「都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。」と規定された施策である。

母子生活支援施設に入所する母子は、他者とのコミュニケーションに課題を抱えている者が多く、母子生活支援施設の退所児童を対象とした事業を実施するにあたっては、上記「母子保護の実施」を実施している施設であること、入所期間中より当該母子の状況をよく把握し、施設職員との関係性を有していること、入所時からの支援方針に一貫性を有していることを満たす、当該母子生活支援施設で実施することが不可欠である。

大阪市内では、北さくら園、南さくら園、リアン東さくらおよびボ・ドーム大念佛の4施設において「母子保護の実施」が行われており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約するものである。

※令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決議議み

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課

(電話 06-6208-8050)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業業務委託

2 契約相手方

社会福祉法人 みおつくし福祉会

3 隨意契約理由

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条の規定に基づく「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である。

「母子保護の実施」は同法第23条において、「都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。」と規定された施策である。

母子生活支援施設に入所する母子は、他者とのコミュニケーションに課題を抱えている者が多く、母子生活支援施設の退所児童を対象とした事業を実施するにあたっては、上記「母子保護の実施」を実施している施設であること、入所期間中より当該母子の状況をよく把握し、施設職員との関係性を有していること、入所時からの支援方針に一貫性を有していることを満たす、当該母子生活支援施設で実施することが不可欠である。

大阪市内では、北さくら園、南さくら園、リアン東さくらおよびボ・ドーム大念佛の4施設において「母子保護の実施」が行われており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約するものである。

※令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課
(電話 06-6208-8050)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市緊急母子一時保護事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 みおつくし福祉会

3 特名随意契約理由

大阪市緊急母子一時保護事業は、不測の事態により保護を要する母子を一時的に保護することにより、当該母子の当面の生活安定と自立を図る市単費事業である。

昭和56年の事業開始当初は、主に居所がない等、生活に困窮する浮浪母子を保護し、最低限必要な衣食住を提供してきた。しかし近年では、DV被害を理由とする保護件数が年々増加し、精神障がい・知的障がいを持つケースや児童虐待ケースであるなど、複雑な課題を抱えて保護される母子が圧倒的多数である。抱える課題により、保護中の支援方法及び退所先も様々に変化する。

そのため、本事業の実施にあたっては、母子を保護するための設備を備えていることが必要不可欠である。さらに、二週間という期間の中で母子の心理的ケアを行いつつ問題・ニーズを探り、次の生活へ向けた迅速な支援を行える人的条件が整っていることが必要であることから、実施先としては母子生活支援施設が適当である。

みおつくし福祉会は、市内で母子生活支援施設を運営しており、長年にわたり多種多様な母子ケースに支援を行ってきた実績を持つとともに、就労・保育・健康管理・生活設計など、母子を総合的にサポートできる体制が整っており、本事業の実施を委託するのに最適であるといえる。

以上の理由から、社会福祉法人みおつくし福祉会と委託契約を締結するものとする。
※令和3年3月18日開催の契約事務審査会において付議済み

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ
(電話番号 06-6208-8050)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3度施設退所児童等社会生活・就労支援事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会

3 隨意契約理由書

本事業は、施設を退所し自立生活する予定の児童及び施設を退所した児童について、社会生活で必要な知識の修得や生活技能の指導、必要に応じた助言・指導等を行い、社会生活への適応を容易にするとともに、当該児童の特性を考慮した就業あっせん、個別就業指導及び企業の開拓を行うことにより、児童の社会的自立を促進するものである。

本事業は、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)第13条の3の3(児童虐待を受けた児童等に対する支援)において「国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない」と規定されており、その実施方法については、「社会的養護の課題と将来像への取組」(平成24年6月)の中で、政令指定都市が所在する道府県では区域を越えて施設入所等の措置が行われることから円滑な支援を行うために連携して行うこととされている。そのために、当事業を実施する大阪府・堺市・本市の三者で同一法人と契約することが望ましい。これらを踏まえて、標記2の社会福祉法人を委託先とし、特名随意契約を行う。

事業実施に当たって次の事項が必要とされる。

- 1 児童入所施設、関係機関、職場との連携機能を有すること。
- 2 退所児童や職場との情報交換及び情報発信を行うこと。
- 3 退所児童等に対する理解、専門的な知見、経験を有していること。
- 4 就業あっせんのための有料職業紹介所を有していること。

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会は、

- 1 毎年、雇用主懇談会議を開催し、退所児童を採用した雇用主との繋がりづくりを行う等、関係機関、施設、職場との連携機能を有している。
- 2 施設退所児童等に対して情報紙を送付したり、フリーラームを開設し相談できる場所を提供することで情報の交換及び発信を行っている。
- 3 児童養護施設及び児童自立援助ホームの運営を行っていることから児童福祉施設についての知識が豊富である。
- 4 有料職業紹介所を所持している。

と、本市の条件と合致している。

さらに、当事業のような施設退所児童の指導から就業に至る一貫した自立生活支援を行っていて、施設、児童、職場との連携機能を十分に有しているのは、関西において現時点(令和3年4月1日現在)では、市内に拠点を置く当該法人のみである。

また、当事業を継続的かつ効果的に実施するためには市内に事業者の拠点があることが適当である。

※令和3年2月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話番号 06-6208-8050）

随意契約理由書

1 案件名称

鞠幼稚園エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社関西支社
常務支社長 小林 薫

3 隨意契約理由

(業者選定理由)

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ
(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度子育て支援員研修事業(地域型・一時預かり)業務委託

2 契約の相手方

株式会社ポピングス

3 随意契約理由

本市では、子育て支援の仕事に关心を持ち、「支援の担い手となる「子育て支援員」」を育成し、保育人材の確保に努めている。育成した子育て支援員は、地域型保育事業所への配置や、国の「保育所等における保育士配置に係る特例」を活用した保育所等への配置をすることで、入所枠の確保及び待機児童の解消へつなげている。また、一時預かり事業実施にも活用している。

子育て支援員研修は、当局の重点施策として取り組んでおり、平成30年度からは大幅に定員枠を拡大し、年間720名の研修受講枠を設け実施しているが、「子育て支援員」を育成する講師の質を確保するため、総合評価一般競争入札で業者を選定し、業務委託により実施している。

令和3年度についても、業者を選定するために、例年と同様に総合評価一般競争入札を実施したが、応札がなく入札は不調となった。なお、この案件には合計で2者の参加申請があったものの、1者は入札参加資格がなく、もう1者は開札前に辞退している。また、現在委託契約している株式会社ポピングスは、「当時、国の緊急事態宣言発令中の新型コロナウイルス感染症対策等による業務繁忙状態にあつたため、入札参加申請を見送った」とのことであった。

令和2年度においては、当初は720名の定員を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により1回あたりの定員を減らして開催することとなった。このため、令和2年度は500名程度の修了者となる見込みであり、大阪市内在住者で就労希望の約300名の方がこの研修を申し込んだものの、現時点で研修未受講となっている。そのため、令和3年度に早期の事業開始を実施することで、子育て支援員の拡充を行いたいと考えている。

なお、過去の実績によれば、子育て支援員研修を受講する方の約75%は、すでに大阪市内の保育施設で就労している方が占めており、特に年度当初はその割合が約90%となっている。そのため、対象となる人員を早期に受講させ、有資格者となれば、地域型保育事業所の入所枠受け入れ体制の確保につながる。また、子育て支援員としての業務を行えることから、保育士の業務負担軽減と安定した保育所運営にもつながるものと考えている。これらのことより、令和3年度の研修開始時期に遅延が生じれば、特に少人数での保育を行っている地域型保育事業所において、有資格者1名の増減により、受け入れ体制や安定した保育運営体制に大きく影響を及ぼすこととなるため、年度当初から随意契約で事業を行うことが必要である。

更に、本件について、再度の入札を行う場合には、最短の実施で令和3年4月に公告を行い、総合評価一般競争入札を行うことになるが、その場合、新たに決定した業者による事業実施の期間は令和3年9月から令和4年3月末までとなる。このことは、年度途中で講師などの人材を集めるのが困難という点と、実施期間が短いなかで720名の定員の研修を実施するためには、1回あたりの定員を多くする必要があり広い会場の確保が必要となるが、連続した日程での会場確保が困難という点と、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、イベント等の再開やワクチン接種会場の優先利用等により会場確保が困難となる可能性があるという点で、厳しい条件での入札の執行となり、再度不調となる可能性が高い。なお、国の子育て支援員研修実施要綱においては、子育て支援員の資質の確保を図ることを目的としており、適切な定員を設定することとなっているため、

短期間で適切な回数、人数で開催するのは困難な状況である。

総合評価一般競争入札を実施していることを踏まえ、直近の総合評価一般競争入札で審査された事業者から事業者を選定することとしたいが、現時点では、株式会社ポピュズのみが対象であるため、表記の事業者と特名随意契約を締結する。

今回については、随意契約期間を1年間とするが、本件の事態も踏まえ、次期の発注においては、十分な競争性が担保できるように、公告時期や仕様の見直しを検討していく。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

随意契約理由書

1 案件名称

家族再統合支援事業

(児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム)

2 契約の相手方

公益社団法人 子ども情報研究センター

3 隨意契約理由

本事業の委託先には、児童虐待をおこなった保護者と虐待を受けた子どもに対するケアの方法についての深い理解に加え、その理解の上にたった家族機能の回復のための具体的な手法をもっていることが求められており、それには高度な専門性が必要とされている。

また、本事業において、児童の生育歴や家庭の状況等の特殊な個人情報を扱っており、委託先には相当の信頼性が求められる。

本事業の委託事業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、その事業内容の実施にあたって、家族回復支援についての深い理解および高度な専門性や技術が必要であるため、公募型企画提案方式により事業者を募集した。また、本事業は大阪府・大阪市が共同で実施する事業として「家族再統合支援事業（児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム）実施における業務委託事業者の選定にかかる有識者会議」において応募内容の審査を行った。

その結果、「公益社団法人 子ども情報研究センター」の企画提案内容について、企画提案の内容が、事業目的を十分理解した内容であり当該プログラムの強みと弱みを正確に捉え、弱みに対する対応策も検討されたプログラムの信頼性の高さが評価できることから、事業実施団体と適切であると判断しプログラム実施の安定性が期待できるとの審査結果が出され、「家族再統合支援事業（児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム）共同実施実行委員会」において実施団体として選定した。

この結果を受け、大阪府とともに大阪市として、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央こども相談センター

(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

1 案件名称

こども青少年局分室 空調設備整備作業業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 隨意契約理由

- ・本設備はダイキン工業株式会社製であり、他社製品との互換性がなく、製作業者でなければ部品交換、点検等をおこなうことができない。また、作業を実施するにあたり機器の細部まで分解する必要があるため、本設備本体の構造を熟知したうえで分解し組み立てる技術を要する。よって、その技術を唯一有している当該業者に依頼するものである。
- ・以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部総務課（電話番号 06-6208-8175）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立保育所非常通報装置設備保守点検業務委託（長期継続契約）

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社
代表取締役社長 山本 博敏

3 随意契約理由

非常通報装置設備は、緊急事態発生時に非常ボタンを押下することにより自動的に稼働を開始し、あらかじめ録音済みのメッセージ（施設名称や所在地等）を大阪府警本部通信指令室（以下「通信指令室」という。）へ直接送信できる装置であり、何か緊急事態が発生し、これを通信指令室が非常通報として受診すると、緊急性が高い事象として直ちに当該保育所等へパトカー等で緊急出動するシステムとなっている。

テルウェル西日本株式会社は当該装置を設置した業者であり、システム構成にも精通しており、同装置の作動状況及び自己診断機能の結果を常時把握できる保守センターを有する唯一の業者であることから、他業者では機器の故障や、回線の断線などといった異常事態には対応できない状況であり、その保守管理については当該業者以外では実施できない。

以上の理由により本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課
(電話番号06-6208-8125)

随意契約理由書

1 案件名称

クラウド環境を活用した保育施設等に関する業務効率化事業業務委託【長期継続】

2 契約の相手方

株式会社 阪南ビジネスマシン

3 隨意契約理由書

本事業は、民間クラウド環境を利用することで、大阪市内の民間保育所等との情報のやりとりを省力化し、業務の効率化を図ることを目的としている。

そのため、利用するのは本市職員だけでなく、民間保育施設の管理者等も含まれるため、利便性・操作性が高いクラウド環境を構築し、更新・改善しながら利用を継続していくには、専門性・ノウハウを有している事業者に、上記委託業務にかかる仕様を提案してもらう方がより高い成果を得ることができることから、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った結果、株式会社阪南ビジネスマシンが選定されたことから、同事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育企画課

(電話番号 06-6208-8031)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立幼稚園非常通報装置設備保守点検業務委託（長期継続契約）

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社
代表取締役社長 山本 博敏

3 隨意契約理由

(業者選定理由)

- ・非常通報装置設備は、緊急事態発生時に非常ボタンを押下することにより自動的に稼働を開始し、あらかじめ録音済みのメッセージ（施設名称や所在地等）を大阪府警本部通信指令室（以下「通信指令室」という。）へ直接送信できる装置である。
- ・何か緊急事態が発生し、これを通信指令室が非常通報として受診すると、緊急性が高い事象として直ちに当該幼稚園へパトカー等で緊急出動するシステムとなっている。
- ・テルウェル西日本株式会社は、当該装置を設置した業者であり、システム構成にも精通しており、同装置の作動状況及び自己診断機能の結果を常時把握できる保守センターを有する唯一の業者であることから、非常通報装置設備にかかる保守点検業務について地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ
(電話番号06-6208-8165)

随意契約理由書

1 案件名称

北区子ども・子育てプラザ外 19 か所自動扉開閉装置保守点検整備業務

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 隨意契約理由

自動扉は施設玄関に設置され、多数の関係者が利用する重要な設備であり、機能保持のため必要箇所の点検及び部品取替え並びに清掃・注油・調整等、整備その他の業務を定期的に行う必要がある。

自動扉は、各製造会社によりそれぞれ構造・規格・仕様及び使用部品が異なるためその保守業務については、保守技術の熟練度・経験及び障害発生時の対応、保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。また、北区子ども・子育てプラザ外 19 か所については、ナブコドア製の自動扉を設置している。

以上のことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により当該自動扉の製造・設置会社であるナブコドア株式会社と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話 06-6208-8112)

特名随意契約理由書

1 案件名称

母子保健にかかる訪問事業の業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪市天王寺区細工谷 1-1-5

一般社団法人 大阪府助産師会 会長 保元明子

3 特名随意契約理由

助産師は、産褥期の養育者の身体・精神面について十分な知識を有し、母子相互作用の視点から育児の支援ができ、この時期に訴えの多い母乳育児や育児に関する相談に対して、個別性を重視した保健指導を具体的に行うことができる。また乳児及び産婦の健康管理だけでなく、養育力を高めるための支援も児童虐待予防の視点から重要であり、その技術を兼ね備えているのは助産師である。この点から、本事業の支援者には、周産期の専門職である助産師が最適である。

本事業は、24 区の保健福祉センターからの依頼があれば、迅速に家庭訪問を実施する必要性がある。一般社団法人大阪府助産師会（以下「助産師会」という）は大阪府域内の約 670 人の助産師が属し、助産師の派遣に関して柔軟に対応できる組織力や調整力を有し、さらに助産師業務の水準を維持・改善・向上のために専門に関する知識の吸収と技術の練磨に組織的に努めている。

さらに本市の妊婦健康診査事業や産後ケア事業、妊婦教室など母子保健事業全般を請け負っており、各事業相互連携を図ることにより、個々の乳児及びその養育者の健康状態を迅速に把握し、即時対応することにより効率的かつ効果的な事業の遂行が期待される。

以上により、助産師会の他に、助産師を毎回確実に派遣できる団体は存在しない。よって事業委託できる唯一の団体であるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とし、助産師会との特名契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ
(電話番号 06-6208-9967)